

原状回復に関する表（第23条関係）

施設物及び設備物件	残置	撤去(乙施工分)
建物外壁	○	
屋根	○	
雨樋	○	
出入口(戸、はめ殺し)	○	
トイレ設備一式	○	
給水設備(メーターまで)	○	
給水設備(メーターから先)		○
排水設備(公桝まで)	○	
排水設備(公桝から先)		○
建物内給排水設備		○
電気設備(分電盤まで)	○	
コンセント・照明設備一式		○
ガス設備(メーターまで)	○	
ガス設備(メーターから先)		○
空調設備一式		○
換気設備		○
建物内壁面		○
天井		○
建物内床面(土間を除く)		○
内装設備一式		○
厨房設備一式		○
電話設備		○
防災設備	○	○

- 1 原状回復は、本表に準じて撤去を行うものとする。ただし、撤去となっているものでも、明渡し前の現場立会において合意したものについては残置を認めるものとする。
- 2 契約締結後に乙が設備した物件については、原状回復時にはすべて撤去するものとする。
- 3 防災設備については、甲が設備したものは残置、乙が設備したものは撤去とする。
- 4 補修工事等が必要な場合については、現場で行われた指示に従うものとする。